

犬山市自転車等の放置の防止に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、公共の場所における自転車等の放置の防止に関し必要な事項を定めることにより、交通の円滑化、都市の美観の維持及び市民の良好な生活環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 原動機付自転車 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 自転車等 自転車及び原動機付自転車をいう。
- (4) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- (5) 公共の場所 道路、駅前広場その他公共の交通の用に供する場所（自転車等駐車場を除く。）をいう。
- (6) 利用者等 自転車等の利用者及び所有者をいう。
- (7) 放置 公共の場所において、自転車等が置かれ、かつ、その利用者等が当該自転車等を離れて直ちに移動させることができない状態をいう。

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、自転車等の放置の防止に関し必要な施策を実施するものとする。

（市民の責務）

第4条 市民は、自転車等の放置の防止に関する意識を高め、この条例の目的を達成するため市が実施する施策に協力しなければならない。

(利用者等の責務)

第5条 利用者等は、自転車等を放置することにより市民の良好な生活環境を阻害してはならない。

2 利用者等は、自転車について、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「法」という。）第12条第3項の防犯登録（以下、単に「防犯登録」という。）を受けなければならない。

3 利用者等は、この条例の目的を達成するため市が実施する施策に協力しなければならない。

(小売業者の責務)

第6条 自転車等の小売を業とする者は、自転車等の販売に当たり購入者に防犯登録を受けるよう勧奨に努めるとともに、この条例の目的を達成するため市が実施する施策に協力しなければならない。

(鉄道事業者等の責務)

第7条 鉄道事業者及び一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の利便に供するため、必要な自転車等駐車を設置するよう努めるとともに、この条例の目的を達成するため市が実施する施策に協力しなければならない。

(施設の設置者の責務)

第8条 官公署、学校等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、その施設の利用者のために必要な自転車等駐車を、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するよう努めるとともに、この条例の目的を達成するため市が実施する施策に協力しなければならない。

(放置された自転車等に対する措置)

第9条 市長は、自転車等が放置されていることにより良好な生活環境が著しく阻害され、又はそのおそれがあると認めるときは、当該自転車等の利用者等に対し、当該自転車等を適切な場所に移動するよう指導することができる。

- 2 市長は、利用者等が前項の指導に従わず自転車等を放置しているとき、又は自転車等が規則で定める期間を超えて放置されているときは、当該自転車等を撤去することができる。
- 3 市長は、前2項の規定にかかわらず、災害、通行困難、都市の美観の損失等のためやむを得ないと認めるときは、放置されている自転車等を撤去することができる。
- 4 市長は、前2項の規定により自転車等を撤去する際、当該自転車等がガードレール、電柱その他の工作物等にチェーン、ワイヤー錠等（以下「チェーン等」という。）によりつながれており、当該チェーン等を切断しなければ撤去することが困難であるときは、当該チェーン等を切断することができる。
- 5 第1項から第3項までの規定に基づく権限を行使するよう命ぜられた職員及び委託を受けた者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人からの請求があったときは、これを提示しなければならない。
（撤去した自転車等に対する措置）

第10条 市長は、前条第2項及び第3項の規定により自転車等を撤去したときは、当該自転車等を規則で定める場所において保管するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、規則で定めるところによりその旨を告示するとともに、当該自転車等を利用者等に返還するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により保管した自転車等について、前項の規定による告示の日から起算して6月を経過してもなお当該自転車等を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、法第6条第4項の規定により市に帰属するものとし、廃棄等の処分をすることができる。
- 4 市長は、前条第2項及び第3項の規定により撤去した自転車等が明らかに自転車等としての機能を喪失していると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、当該自転車等を廃棄等の処分をすることができる。

(費用の徴収)

第11条 市長は、前条第1項の規定により撤去し、保管した自転車等を返還するときは、撤去、保管等に要した費用として当該自転車等の利用者等から次に掲げる額を徴収する。ただし、利用者等に盗難その他やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 自転車 1台につき1,000円

(2) 原動機付自転車 1台につき2,000円

2 市長は、前項ただし書の場合にあっては、利用者等に対し申出をさせるものとする。

(市の免責)

第12条 市は、自転車等の撤去、移動又は保管により生じた自転車等の破損等については、その責を負わない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。